

～ 高年齢労働者の労働災害の減少に向けて ～

八重山労働基準監督署



事業主の皆様方には労働安全衛生行政への推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年、高年齢労働者の労働災害は全国的にも増加しており、令和3年1月から6月に八重山労働基準監督署管内で発生した32件中の労働災害においても60歳以上で全体の37.5%を、またこれに50から59歳を加えますと56.25%と半数以上を占めている状況にあります。

このような中、厚生労働省では、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高年齢労働者の健康づくりを推進するために、高年齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取り組みが求められる事項を具体的に示した「エイジフレンドリーガイドライン(高年齢者の安全と健康確保のためのガイドライン)」(*1参照)を公表しているところです。

是非、皆様方の事業場におかれましても当該ガイドラインを参考にして頂き、高年齢者の労働災害の防止への取り組みを図っていただきますよう宜しくお願いいたします。

また、職場環境づくりを行う中小企業事業者の取り組みを支援するため職場環境の整備として、施設・設備等の改善、腰痛予防のための機器導入や安全衛生教育などの対策に要した費用の一部を補助する「エイジフレンドリー補助金」(一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者(補助事業者)となります。)(*2参照)を創設しておりますので、ご活用ください。

*1:「エイジフレンドリーガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000609494.pdf>

*2:「エイジフレンドリー補助金」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html